

令和7年度 善意銀行預託物品（精米）払出について

生野区社会福祉協議会の善意銀行にご預託いただいた精米（1団体26kg程度）をご活用

用いただける団体を次のとおり募集します。申込要件をすべて満たす団体は、申し込みが可能です。

1 申込要件

- 預託精米を使い、「子ども」を対象とした食事の提供を行っている団体。
または、ボランティア活動を行っている団体。
- 生野区内の活動、もしくは生野区民に提供されること。
- 預託精米を使った食事にて、対価を得ないこと。
- 預託物品を他に転売、販売、譲与しないこと。
- 応募内容に不備や不明があった場合は、担当者へ追加の説明や提出資料が必要であること。

以上の要件を満たさない場合は申込みをお断りすることがありますのでご了承ください。また、前年度払出を受けていない団体を優先して、当年度の払出をおこないます。

2 申込方法

所定様式「善意銀行預託物品（精米）払出の申込み」に必要事項を記載し実施先へ直接持参、もしくは郵送で申込むこと。

3 申込期間

10月10日（金）～10月24日（金）

※郵送での申込は10月23日（木）消印分まで有効

4 払出の決定

申請内容に不備がないか、要件を満たすか等を本会において確認のうえ、申請団体あて払出を決定する。なお、申込多数の場合は、10月27日（月）に抽選により決定する。

払出決定は電話または FAX で通知する。

5 払出期限

払出は下記実施先にて行い、払出決定から11月8日（土）までに引取りに来ること。

6 実施先および問合せ先

〒544-0033

大阪府大阪市生野区勝山北 3-13-20

社会福祉法人 大阪市生野区社会福祉協議会

TEL : 06-6712-3101 FAX : 06-6712-3001

（地域支援担当）